

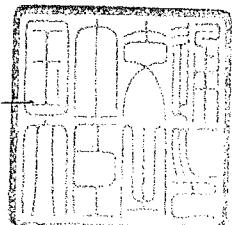


国水水計第47号
平成28年12月22日

国土審議会 会長
奥野 信宏 殿

国土交通大臣

石井 啓



諮 問

下記について、ご意見賜りたい。

記

リスク管理型の水の安定供給に向けた
水資源開発基本計画のあり方について

1. 質問事項

リスク管理型の水の安定供給に向けた水資源開発基本計画のあり方について

2. 質問の趣旨

我が国の水資源を巡って、近年、大規模災害や事故等に対する水インフラの脆弱性、急速に進行する水インフラの老朽化による事故に伴う広域かつ長期の断水などのリスク、地球温暖化に伴う気候変動による渇水リスクなど、様々なリスクや課題が顕在化している。

また今年は、4月14日に発生した熊本地震によって水道施設や農業用水施設などの水インフラに甚大な被害が発生するとともに、関東地方及び四国地方をはじめとする全国の広い範囲で取水制限を伴う渇水が発生するなど、水資源を巡るリスクへの対応が急務であることを認識させられる事象が相次いだ。

このような状況の中で、平成25年10月に国土交通大臣から国土審議会長に対して「今後の水資源政策のあり方について」質問したところ、水資源開発分科会及び調査企画部会における13回に及ぶ調査審議を経て、平成27年3月に答申(以下、「答申」という。)が示された。答申では、「安全で安心できる水を確保し、安定して利用できる仕組みをつくり、水の恵みを将来にわたって享受することができる社会を目指す」という基本理念のもと、これまでの需要主導型の「水資源開発の促進」からリスク管理型の「水の安定供給」へ、水資源政策の進化を図るべきであるという重要な提言をいただいた。これを踏まえて国土交通省としては、従来型の水需給バランスの確保にとどまらず、大規模災害等の危機時に必要な水の確保、水インフラの老朽化への対応、気候変動リスクへの適応策、危機的な渇水への対応等にも重点を置きながら、リスク管理型の水の安定供給の実現に向けて施策の展開を図る考えである。

利根川及び荒川、豊川、木曽川、淀川、吉野川並びに筑後川の7水系は、産業の開発又は発展及び都市人口の増加に伴い広域的な用水対策を緊急に実施する必要がある地域として、水資源開発促進法に基づく水資源開発水系に指定され、これまで累次の水資源開発基本計画(以下、「フルプラン」という。)のもと、総合的な水資源の開発が進められてきた。その結果、各水系において、現行フルプランで予定された開発水量の確保は概ね達成される見込みとなっている。

その一方で課題も残されている。現在、水資源開発水系には我が国における人口と工業生産の約5割が集中し、全国の都市用水のうち約5割が使用されるに至っている。しかし、一部の施設は整備中であり、依然として不安定取水が存在するほか、水インフラの老朽化が進行するとともに、南海トラフ地震や首都直下型地震の発生も懸念されるなど、水の安定供給に向けた対応には一刻の猶予も許される状況ではない。これまで、増加する水需要に対して供給力の増強を図ることを目指してきたフルプランについて、リスク管理型の水の安定供給を実現するための新たな計画へ、抜本的な転換を図ることが求められている。

以上のような経緯と認識を踏まえて、水資源開発水系において、水資源を巡るリスクに対して緊急的な取り組みを推進し、安全で安心できる水を安定して利用できる仕組みをつくり、水の恵みを将来にわたって享受することができる社会を目指すことを目的として、リスク管理型の水の安定供給に向けた水資源開発基本計画のあり方について質問するものである。